

大規模土地利用行為の届出に対する意見（助言・指導）

【資材置場・駐車場】

課かい名	助言指導
市民自治推進課	近隣住民に対して、工事についての情報の周知を積極的に行ってください。
安全対策課	工事車両の入出庫については十分に注意し、周辺の交通安全対策を講じてください。また、本事業建設後においても、周辺道路の車両交通について安全対策に留意してください。
農業水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 北側の農業用水路から当該地に対して用水の取水構造がある場合は、撤去、閉塞等の処置を実施してください。その工事を実施する際は、事前に管理者と協議を行ってください。 2 農業用水路に対して土砂の流出や構造への影響がないようにしてください。
環境政策課	車両の待機時等のアイドリングストップを徹底するとともに、エコドライブについても徹底してください。
環境保全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模土地利用行為により土砂運搬車両の走行による騒音、振動、粉じん等の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程等を周知してください。 2 大規模土地利用行為で濁水が発生する場合は、河川を汚濁させないよう、適切に処理し排水してください。 3 造成工事で搬入された土砂等から、周辺地域に地下水汚染を引き起こすことがないように、確実な施工管理を行ってください。 4 アスファルト舗装等の駐車場整備工事においては、騒音、振動、粉じん、悪臭等の苦情、その他の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程を周知してください。 5 地下水の出水の可能性のある土地の掘削工事を計画する場合は、止水性が高く、周辺地盤、地下水へ与える影響の少ない工法を選定してください。また、掘削工事の際は、周辺の地盤、地下水位等を監視し、確実な施工管理を行ってください。 6 屋外照明が周辺環境へ影響を及ぼし、周辺住民、農作物などに光害の被害が生じないように、「光害対策ガイドライン」（環境省）等を参考に、照明器具の選定、設置については十分配慮してください。 7 大規模土地利用行為後においても、騒音、振動、粉じん、悪臭、その他の公害を発生させないよう周辺住民の生活環境に十分配慮してください。
環境事業センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴い道路の通行止めがある場合、「じんかみ収集区域内における諸工事の工事届」を提出してください。また、通行止めの区域内にごみ・資源物の集積場所があり、長期間通行止めになる場合、当該集積場所を移動する必要があります。その際、当該集積場所の利用者及び自治会と調整し「集積場所申請書」にて集積場所の移動の申請をしてください。 2 事業系のごみは原則自己処理となり、市では収集いたしません。収集運搬許可業者に収集を依頼してください。
景観みどり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業を実施する際には茅ヶ崎市の景観計画の北部丘陵地域景観ゾーンの方針や景観法に基づく届出の景観形成基準を参考に、周辺環境に十分に配慮した計画としてください。 2 仮囲いやフェンス等を設置する場合には低明度・低彩度のアースカラーとし、光沢を抑え、周囲の平均色に合わせてください。

	<p>3 大規模土地利用行為については、良好な景観の形成を図るため、景観まちづくりアドバイザーとの協議や景観まちづくり審議会への報告等が必要となる場合があります。当課にご相談ください。</p> <p>4 既存樹木の保全に配慮してください。また、事業を実施する際には周辺の自然環境及び生育・生息している生きものに十分配慮し、影響を最小限とすること。</p> <p>5 生物多様性に配慮し、本市が公表している「茅ヶ崎市における推奨樹種（参考）」をはじめとする在来種を中心とした茅ヶ崎らしいみどりの創出に努めてください。</p>
建築指導課	<p>1 土地利用において建築行為を計画する場合は、関係法令を遵守してください。（屋根状の構造物やプレハブ等を設置すること、又は建築物に附属する門及び扉も建築物に該当する場合があります。）</p> <p>2 高さ2メートルを超える擁壁を築造する場合、工作物の確認申請を要します。</p>
開発審査課	<p>本計画地は市街化調整区域に該当しますので、原則、建築物の建築や特定工作物の築造はできません。土地利用の際は、関係法令を遵守し適切な運用に努めてください。</p>
建設総務課	<p>1 本申請地に隣接する西側道路敷（市道7580号線）、南側道路敷（市道7161号線）及び水路敷、東側道路敷（市道7297号線）、北側道路敷（市道7296号線）については境界確定済のため、工作物等を施工し市境界標が移動もしくは紛失する場合には、協議してください。なお、北側道路敷は県道のため、当課の意見はありません。</p> <p>2 道路敷の境界確定図と現地が合わない場合、また市の境界標がない場合は、境界確定図に基づき申請者において復元を行ってください。</p>
道路管理課	<p>1 計画敷地内の雨水、土砂及び資材（黒土、赤土）が道路（市道7580号線、市道7296号線、市道7297号線、市道7161号線）に流出しないようにしてください。</p> <p>2 新設となる電柱等は、申請区域内に設置してください。</p> <p>3 計画敷地と市道が接する箇所については、断面図を作成し道路境界付近の計画について道路管理課と協議してください。</p> <p>4 公道の通行にあたり、公道を損傷又は汚損した場合には、原因者で清掃、原形復旧を実施してください。</p> <p>5 土地利用する範囲のうち、建築基準法第42条第2項道路に接する部分は、道路の後退についてご検討ください。</p>
下水道河川管理課	<p>1 市街化調整区域における大規模な土地利用（3,000㎡以上）に該当するため、1haあたり600tの浸透機能を有する雨水貯留浸透施設の設置を検討してください。</p> <p>2 降雨時においては、浸透機能の有する排水施設を設置し雨水が敷地内から流出しないようにしてください。</p> <p>3 南側水路敷を掘削する場合は水路占用・掘削等申請書を提出してください。また、盛土をする場合は水路に土がこぼれないよう、適切な土留めを設置してください。</p> <p>4 西側出入口U字側溝の排水は適正に処理してください。全面道路のボックスカルバートに排水する場合は、浸透処理のうえ雨水流入申請書を提出し接続してください。</p> <p>5 その他関連法令を遵守してください。</p>
農業委員会事務局	<p>事業計画区域内に農地があるため、農地法に基づく手続きを要します。また、付近の農地に影響がないよう、被害防除をお願いします。</p>

社会教育課	当該地については文化財保護法第93条に規定されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外であるため、届出は不要です。ただし、事業規模が大きいため試掘確認調査の協力依頼をお願いする可能性があります。
学務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地付近は、通学路に指定されているため、児童生徒の登下校時の安全対策を図ってください。 2 安全確保のため、工事期間等が決まりましたら当該学区の小出小学校及び北陽中学校に事業内容を直接説明してください。